

# 「千葉市放課後子ども教室事業」モデル校における継続プログラムのご提供について (継続プログラムに関するガイドライン)

平成 29 年 4 月 1 日  
千葉市教育委員会

## 1. プログラム提供の申し出について

- 「千葉市放課後子ども教室事業」のモデル校（以下「モデル事業」という）において、継続プログラムのご提供を申し出いただく際は、実施希望月の3か月前までに、下記を放課後子ども教室実行委員会（以下「実行委員会」という）の放課後NPOアフタースクールにご提出ください。
  - ・継続プログラムの提供申し入れ書（別紙1）
  - ・団体の概要が分かる資料
  - ・プログラム内容についての資料（講師、年間カリキュラム等）
  - ・同様のプログラムにおける市場価格が分かる資料（他社のパンフレット等）
- モデル校の実行委員会において採用するか否かを検討・決定し、採用の際は、当該学校の実行委員会が作成する年間計画に沿って実施していただきます。

## 2. プログラムの内容について

- 本市の目指すべき子どもの姿「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」と教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力を育む」に沿ったプログラム内容であること。
- ご提供いただくプログラムの内容については以下の点にご留意ください。
  - ・公序良俗に反する内容でないこと
  - ・学齢期の子どもにふさわしい内容であること
  - ・継続的かつ安定的に提供できるプログラムであること

## 3. 参加料について

- 参加料の設定について  
参加料を徴収することができます。  
できるだけ多くの子どもが参加できるような価格を設定してください。テナント料や児童募集に係る広告宣伝費等が不要である点について、参加者に還元いただくよう、目安としては、市場一般で提供されている同種のプログラムの価格と比べて安価であることが前提です。

○参加料の変更について

参加料を変更する際は、実行委員会及び参加者に事前に提示をし、原則同一のサービス内においては同一の参加料としてください。

○参加料の徴収について

原則としてプログラムをご提供いただく方の責任において、参加料を徴収していただきます。（「4. 保護者との契約について」参照）

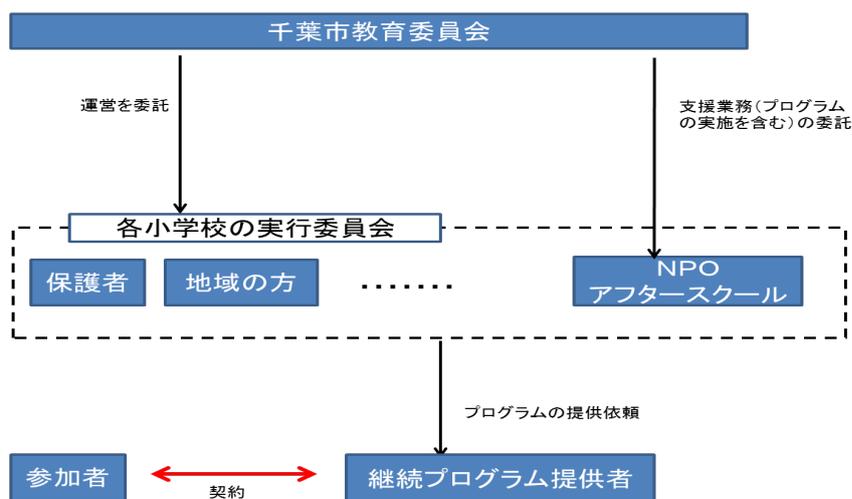
#### 4. 保護者との契約について

○参加料の徴収等について、プログラムを実施する前に保護者と契約を結んでください。書面にて契約書を作成してください。

※契約に盛り込んでいただく内容について

- ・プログラムの内容（実施回数を含む）
- ・参加料及び徴収方法（未払いの場合の対応を含む）
- ・開始及び終了時期
- ・中止の手続方法
- ・プログラム提供者側の都合で当該プログラムが実施できない場合の対応
- ・保護者から講師への連絡方法（児童が欠席する際は、講師に連絡が入ります）

#### 29年度 放課後子ども教室 モデル事業



## 5. プログラムの実施にあたっての注意事項

### (1) 子どもとの接し方に関する事項

- ・善良なる市民として、言葉遣い、態度などに配慮すること
- ・無断で子どもの写真や動画を撮影しないこと
- ・子どもと不必要に身体的な接触をしないこと
- ・子どもたちに対していかなる場合も、体罰（暴力・言葉での罵倒・差別的発言）は決して行わないこと
- ・飲酒した状態で絶対に子どもに接しないこと
- ・子どもと個人的な約束、また連絡先等の交換をしないこと
- ・服装は露出を控え、清潔感のある動きやすいものとし、アクセサリ・ネイル等も華美にしないこと
- ・子どもが怪我をした場合等、子どもの体調に異常が見られた際は、迅速に実施校の実行委員会に報告をすること

### (2) 学校の利用に関する事項

- ・使用する教室等は原状復帰を原則とすること
- ・学校の備品を利用する場合は、事前に実行委員会に申し出て、許可を得ること。また、許可なく外部に持ち出さないこと。なお、消耗品（チョーク、ホワイトボードマーカー、コピー用紙等）は講師が用意すること

### (3) 子どもや保護者に対する活動の周知に関する事項

- ・子どもや保護者に対して、直接的な営利行為（販売、勧誘等）を行わないこと。なお、活動で使用する教材等以外に配布物がある場合は、事前に実行委員会の許可を得ること
- ・児童募集のチラシ等は講師が作成し、保険の加入等必要事項を明記すること。また、配布の際は、事前に実行委員会の許可を得ること

### (4) 情報等の持ち出しに関する事項

- ・子ども、家庭、学校等の個人情報、外部に漏らさないこと
- ・放課後子ども教室の活動について、マスメディアやブログやソーシャル・ネットワーキング・サービス等に掲載することを目的に撮影を行う際は、実行委員会の許可を得ること
- ・受講している児童の名簿を実行委員会に提供すること

### (5) その他の事項

- ・予定していたプログラムを実施できなくなった時は、速やかに実行委員会に連絡すること
- ・本書面に記載されていない事項については、実行委員会の指示に従うこと

## 6. プログラム提供の終了について

- 年度途中でプログラムの提供を終了する場合は、3ヵ月前に実行委員会に申し出てください。
- 年度が終了すると継続プログラムの提供も自動的に終了することになります。翌年度も継続を希望される場合は、改めて実行委員会によって採用される必要があります。

## 7. その他

- その他、ご不明な点については千葉市教育委員会にご相談ください。「千葉市放課後子ども教室事業」の目的・趣旨から逸脱した活動状況が確認された場合、千葉市教育委員会の判断により、プログラムの提供を中止していただく場合もありますのでご了承ください。